令和6年度兵庫県障害福祉審議会(差別解消支援地域協議会を兼ねる) 議事要旨

- **1** 日 時 令和6年10月21日(月)14:30~16:30
- 2 場 所 ラッセホール 2 階ブランシュローズ

3 議 題

- (1) 兵庫県障害福祉審議会(事務局からの報告・提案及び意見交換)
 - ① 障害福祉審議会委員の改選について
 - ② 第6期兵庫県障害福祉実施計画の令和5年度実績報告について
- (2) 兵庫県差別解消支援地域協議会(事務局からの報告及び意見交換)
 - ① 障害者差別解消に向けた取組状況

4 内容

(1) 兵庫県障害福祉審議会

【事務局からの報告】

- ■事務局[資料1~2]により説明
 - ① 障害福祉審議会委員の改選について
 - ② 第6期兵庫県障害福祉実施計画の令和5年度実績報告について

【提案及び意見交換】

■A委員

資料2の2枚目、右側にある児童発達支援センターの設置等状況のところの表だが、整備済のところのデータが出ているが、一番右端に備考で、複数市町による共同設置も可と書いてある。こういう場合は、この設置済みのところにカウントされるのか。自分のところは自前のは持ってないが、共同でやっているところはカウントされるという理解でよろしいか。

■事務局

複数圏域、1圏域複数市町による共同設置の場合は、圏域で1つあれば、それで複数市町 もカウントしている。

■A委員

つまり、自分ところは設置していなくても、複数で共同で設置していたらカウントされる という理解でよろしいか。

■事務局

はい。

■A委員

もう1つ。資料2の1ページ目で、成果指標の(1)で、例えば、施設入所者数が令和5年度で75人減と書いてあって、目標値からすると、8割ぐらいの実績になっていたと思うが、参考資料の方では、令和5年度は99.7%という数字が出ている。この数字と、8割という数字が合っていないが、この関係を示してほしい。

■事務局

ご指摘いただいた点については、確認し、説明を図りたい。

■A委員

では、確認してから説明があるということで、よろしくお願いする。

続けて、地域生活への移行のところで、施設入所者数が減ったということと、地域移行が増えたということでもって、地域移行の現状を計っていると思うが、例えば、ここにもいろいる書かれていることだが、高齢化が進む中で、せっかく地域移行したけど、結局、年をとってまた施設に入ったとか、そういうケースも多々あると聞いている。そのことを考えると、単に地域に移行された方、あるいは減った数だけではなく、また入所した方の数、あるいは、どれぐらい待機している方がいるかとか、そのようなデータも出してもらえたら、より実態が分かって、圏域ごとの違いなども、より浮かんでくるのではないかと思う。

■B会長

このあたり、数字は難しいかもしれないが、空気感という意味で、例えば入所の方を受け入れられるC委員、それから、入所も含めて相談等に当たっておられるD委員代理で、何か現状、あるいは高齢化といったことで、こんな状況なんだというのがもしあれば、教えていただきたい。

■ C委員

なかなかこの数字を見ても、現場で関わっている我々でも、実感として分かりにくい。入 所施設でいうと、県下共通して、やはり重度化と高齢化の方がほぼ占めておられるので、現 実的に地域移行ということは、支援の面からも、事業所の整備、グループホームなどの面か らも、難しいというのは実感している。

それと、新たな入所希望の方もおられるので、結局定員が減になるという状態はない。退 所されると、間を置かずに、新たに利用希望の方が出てこられて、入所される。

非常に難しくて、定員をこういう目標にしておけば、施設としては、入所希望があっても、もう受け入れなくていいのかという。受け入れませんと言ってしまえば、多分そのまま減にはなっていくが、現実問題、施設の運営も非常に厳しくなってくるので、施設自体も存続できなくなる。今、通所施設など特に、稼働率が非常に問題。定員より稼働率。日額制になっているので。入所施設も同じ。日額制で、利用されない日は減算されていく。運営上、経営上の問題も出てくる。

それと、我々の法人全体の施設で入所施設がいくつかあるが、今、入所希望者が50名ぐ

らいおられる。現実の問題。この実態と、ただ地域への移行という、国の指針というか、目標と、どう捉えていって、どう対応していけばいいのか、現実ちょっと分からない。数値目標は分かる。地域移行も、もちろんすべきだし、体制整備も必要だが。そうなると、我々の役割として、利用者の支援と、プラス地域での生活の基盤整備というのが必要になってくるので、事業的にも環境整備もしていかないといけない訳だ。これは、全く取り組みとして次元が違うので、同時にしなさいということをいくら言っても、全国的に、県下もそうだが、現実難しいのかなと。

それともう1点、資料2の1ページ目で、(1)の方は、知的障害の方が対象だと思う、主に。(2)の方は、精神障害の方。今更だが、(1)の場合は地域生活への移行とだけあげている。(2)の場合は、地域全体で支える体制の構築。地域全体で支える体制の構築は、3障害あるが、どの障害でも同じ。地域で支える体制の構築なくして地域移行がない。もちろん差別解消法、差別意識と偏見の問題も含めてになってくる。この辺の整合性の無さというか、ちょっと理解が。当初から国の方の指針でこうなっていると思うが、そういったところの議論も含めて、漠然とした内容で申し訳ないが。現状としては、そんな実感を持っている。

■B会長

一方で、D委員代理の方で、普段相談に与っていて、どんな感覚があるか。

■D委員代理

地域移行については、やはり難しい現状があると実感している。そのような中で、今我々が直面している部分で言うと、先ほども話題になっている、地域の中での受け入れというところの中でいくと、やはりグループホームとか、ヘルパーといった、マンパワーというところを非常に必要としている中で、実際問題、ヘルパーの数がとても少ないという現状があったり、グループホームの夜間泊まってくださる方がいないという実情に当たってしまい、相談支援が地域移行に手を出すことができていない現状が正直あると実感している。

■B会長

なかなか一気にというのは難しい問題と思うが、これに関してでも結構だし、他のことでも結構だが、ご意見はあるか。

■ E 委員

資料2の(1)の地域生活への移行のところだが、地域のどこへ移ったのか、例えばグループホームとか福祉ホームとか、いろいろあるが、その内訳も知りたい。

もうひとつは、(4)の福祉施設から一般就労への移行等について、障害種別ごとの、例 えば身体何人とか、精神何人とか、そういうのも知りたい。

まず1点目の、地域生活への移行で、地域のどこへ移ったかが知りたい理由は、家庭復帰がこの中に含まれていないか。家庭復帰は地域生活への移行ではないと思っている。やはり自立した地域生活は意味があることだと思うので、そういう意味では、グループホームとかそういったところのみに絞るべきなんじゃないかと。そして家庭復帰もあるとしたら、それ

はどうしてなのかということも考えていかないとと思うので、地域のどこへ移ったかという ことも知りたい。

それと、福祉施設から一般就労への移行についての障害種別が知りたい理由は、やはり身体だと支援のあり方等についてもハード面の整備などになってくるし、精神知的だったらソフト面というように、求められている支援って変わってくると思う。その時に、例えば、身体の方が多いとか、精神知的が少ないということが分かるのであれば、何となくその問題点というのはソフト面にあるんじゃないか等の見当もつけやすくなると思う。

そういう意味で、2つ、地域生活への移行の内訳、福祉施設から一般就労の移行の障害種別を教えてほしいと思う。

■B会長

ただいまの質問に関して、例えば数値で、資料に掲載しているところはあるか。

■事務局

地域移行については、統計の取り方として、各市町に対して、地域移行した数という取り 方しかしてないので、どこへ、行った先がどうなっているか、という数字までは現在把握で きていない。

■B会長

就労に関してもか。また数値が分かるものがあればと思う。1つ、私の方で言うと、確かに後者の就労に関しては、障害種別ごとに特性というのはあろうかと思う。そして前者の方だが、これは、あるに越したことはないというか、当然地域のグループホームであったりとか、違うところであったり、一人暮らしであったりとかいう部分は、一定必要かとは思う。ただ、本当に慎重に議論しないといけないのが、地域から施設へという逆の流れも同じだが、場所が問題かというところは、きっちり押さえておく必要があると思う。

一人暮らしをして、でも地域との繋がりがない。それを自立生活というのかというのもあるので、家庭復帰イコール自立ではないというような、画一的な決め方ということではなくて、あくまで、自宅へ何人、グループホームへ何人というのが、まず押さえるべき点ではないかと思う。

このあたり、今後のデータの取り方という部分を、また県の方で検討してもらえればと思う。

■F委員

私も、先ほどの地域移行の話の中で、保護者の考え方というか、一言意見させてもらいたいと思う。

グループホームか入所施設かとういうところだが、今、私のところでもアンケートを取っているけれども、グループホームに入るか、それとも将来入所施設かとアンケートを取ると、今でもやはり入所施設を希望する方が多い。それは、やはり入所施設の方が安心するというようなご意見もある。グループホームについては、地域で生活するのは、すごく私もいいと

思うし、育ったところでずっと過ごせるのも、将来的にも良いと思うが、やはり不安がつきまとうところは、障害の重い人は、なかなかグループホームで受け入れてもらえないというのも、ひとつの理由だ。

高齢になってくると、例えば、若い時にはあまり気にしなかったような行動も、高齢になると出てくるようなところもあるし、また保護者の方も高齢になってくるので、グループホームに入っていると、割と地域の自宅に近いところに入っている方が多いので、何かあれば、呼び出しがあったりとか、病気をしたら、保護者の方ちょっと来てもらえますかというところもあるので、そこがやはり不安に思っている。

入所施設では、病気の時も、何があっても全てそこで見てもらえるようなところがあるので、やはり、安心できるような部分があるのかなと思っている。

今、私も強度行動障害の集中支援実施協議会の委員に入っているが、地域での受け入れが きっちりしていないと、なかなか在宅というのは難しい。

先ほどC委員もおっしゃったように、やはり地域生活をするには、地域全体で支える体制が必須であると思うので、入所から地域に出るのはすごくいいことだが体制を整えた上で目標数値を立ててほしいと思う。

■B会長

そのあたりになってくると、実は、成果指標の(1)と(3)は比較的繋がっているというか、今のF委員の話で言えば、安心できる拠点なり、基盤なり、もっと言えば地域の理解がないのに、どうやって、というところがあると思う。

正直、あまりこの立場で意見を言うべきではないかもしれないが、整備済 28 市町に対して、残りの 13 市町。いまだに何をやっているのかと。別にこの 1 年の話ではなくて、地域生活支援拠点というのは、もう 6 年 7 年、言い続けてきたことではないかなと。このあたりの市町、居眠りしてるのかと、正直思わないではない。特に地域偏在が著しい。東播磨圏域は、加古川、明石以外は、1 市 2 町、未整備。北播磨に至っては、多可町以外、オール整備してない。それは確かに、こんなものだから、F委員がおっしゃる安心という部分が図れるはずがないというのは、正直思う。県が作るのではなくて、これは、いわゆる市町の部分だから、これ、何をしているんだというのは、正直私の意見ではある。

■G委員

全国的にも入所施設が増えているのは、そこで知的障害の重い軽いに関わらず、いろんな 障害の中で、知的障害とか、2万2千人、待機も含めて知的障害の人は、入所施設に閉じ込 められている。

グループホームとか地域に移行を考えて、知的障害者当事者としては、やはり、親が実権を、親がその子の意見を尊重しない、意見を聞いてあげないとか、意見を尊重してあげない。 知的障害者などは理解がちょっと難しいので、やはり選択肢が入所施設かどこかに行くかという二択しかない。

どうしても受け入れなどが、先ほどもF委員が言われたとおり、知的障害の人、当事者と しても、周りに、地域に溶け込めないということがあるので、やはり入所施設に入らざるを 得ないという結果的にならざるを得ない。それで、虐待が起きる。兵庫県ではないが、職員の人がいなくて、虐待など起こるので、やはり入所施設は、知的障害者当事者としては、これ以上作ってほしくない。

入所施設は親の安心の場所ではないと思っているし、やはり地域で、最後、暮らしていきたいと思っている知的障害の人たちも、仲間もたくさんいるので。どうしても親の意見が通ってしまう。僕たち知的障害者の当事者、自身に、声を傾けてはくれない。違う人、分かる人に話がいく。そこがやはり知的障害者を、そこで人権とか差別とか、そこを見てもらいたいと願っている。

誰と話しているか。当事者を大切にするのであれば、当事者を大切にしてほしいと。僕は知的障害者の当事者としては、やはり話す相手は、知的障害者当事者だろうと、願っている。そこは重要視、兵庫県の課の人たちも、それは誰と話してるんだというふうな。なぜ、本人と話せよというふうな、観点で思っているのは、知的障害の方は、やはり親と相談して本人には手を差し伸べてはもらえるが、やはり分からないことが多いので、そこは手を。そういうふうなことがあるので、そこを知的障害者本人を尊重してもらえば、精神障害者の方とか、身体障害者本人を尊重してあげる方が、これからの県のあり方で必要なのかなと。そこがやはり必要なのかな。ケアするならそこまで、本人まで通じてほしいと思う。

■B会長

非常に重い言葉だと思う。これはもう、知的障害だけに限らず、おっしゃられるように精神、身体あるいは発達、さらに言えば認知症の高齢者など、いわゆる人権の問題として、今、 意思決定支援というのは言われているが、どこまでそれを周囲が認識しているのか、まだ発展途上にはあると思うのだが。

いずれにしても、本人の思いという部分が、誰か他者によって、ということがないような体制、これをしっかり整備していく。このあたりに関しては、県としては、人材育成の観点とか質の保障というところで責任を果たしてもらい、実際の地元の部分では、各市町の、例えば行政担当であったりとか、相談支援という部分が、しっかりと取り組んでいくということが必要かと思う。

非常に重い発言だったと思う。

■H委員

資料2の成果指標の(2)、精神障害者を地域全体で支える体制を構築というところだが、 我々の協会から見ると、送り出す側という形になってくる。今回は65歳以上が令和5年度 実績として4.6%で、目標が14.2%で遙かに及んでいないということが書かれているが、実 際問題、送り出す側からすると、65歳以上の高齢の精神障害長期入院の方々というのは、身 体合併症とか、認知症の合併が、かなりおられる。なので、そういう方々を、地域全体の方 に返していくために構築するというのは、非常に難儀な状況。

むしろ 65 歳未満の方であれば、何とか目標達成できているというのは、結局やはり若い とそれだけリカバリーが何とか、社会に出ても何とか適用できるだけの力をお持ちなのだが、 高齢になればなるほど、どんどん体も弱っていくし、認知も進んでくるということになると、 相当ハードルが上がってしまうということで、私から見ると、むしろ目標値が、65歳以上と未満と、逆じゃないかと思ってはいる。

今までも、社会に返すために、精神科病院の中でもかなり一生懸命行動してきて、返せる 人はどんどん返していったつもりなので、それが残ってしまっている人というのが、こうい う数になっているのかなというふうに思っている。

■B会長

おそらくこれは、知的障害の協会でも同じ傾向かと思うし、隣の大阪府でも、例えばその 入所者をすべて一括りにしていいのかという点で、例えば 50 歳以上あるいは 65 歳以上で、 ご本人が希望すればともかく、そうでない場合にまでというのが、本当に良いのかという議 論も、最近出始めているようだ。

このあたり、単純に数字が達成できていないからとか、いるからとかいうような捉え方ではない、中身の意見交換というのは、大事だと思っている。

他いかがか。子どもの関係で、I委員に話を伺いたいが、2ページ目、これも、なかなか市町の整備が進んでいなかったりするが、委員のおっしゃるように、訪問型の発達支援というのは非常に大事かと思うが、このあたりで何かご意見など頂戴できたりするか。

■ I 委員

共同設置は良い線かとは思う。圏域の相談支援事業を担っていて、姫路市は何とかなるが、 どうしても、町レベルのところで、もともと対象者も少ないし、なかなか難しいという事で あれば、どちらにしても町を跨ぐ共同設置というのは、これから大事と思っている。

共同設置で作られている児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所、それから、 基幹相談支援センターがどの程度あるのかというのは、数字は教えてもらいたいと思う。

それから3ページの居宅訪問型児童発達支援、これは全国的に見てもなかなか広がってこないから、全国で見ても100ヶ所ぐらいの事業者数なのだが、このあたり、利用者が少ないから事業所が増えないのか、事業所がないから利用者が増えないのかというところがあるので、こういう、なかなか進んでこない事業に関しては、事業所数で表してもらえないかと思っている。

■B会長

事務局で、共同設置の数とか事業所数とか、今、分かるところはあるか。

■事務局

共同設置だが、申し訳ない、今手元の資料にはない。

■B会長

訪問型の事業所数は、県下で何ヶ所かとか、そういった部分はあるか。

■事務局

居宅訪問型児童発達支援は、県内で9の事業所がある。

■B会長

地域偏在などは特段あるか。あるところは2つも3つもあるが、全くないという圏域があるとか。

■事務局

居宅訪問型については、阪神北圏域で6事業所、東播磨で1事業所、丹波で2事業所、以 上の9つとなっている。

■B会長

それ以外はないということか。なかなか厳しい状況か。I委員いかがか。

■ I 委員

このあたり、欠席というか、調子が悪くなって訪問できないなどがあり、なかなか事業所としても、維持しづらい部分もあるので、このあたりへのバックアップを、ぜひお願いしたいと思う。

もう1つ、1ページの福祉施設の入所者の地域移行のところだが、地域移行ではないが、福祉型の入所施設で、高齢化してご飯が食べられなくなって、胃ろうを入れなければならないという時に、胃ろうを入れると、福祉型の入所施設から退所を勧奨されてしまう。それで、我々のところのような医療型の施設に問い合わせがあることが多い。結局、親御さんも退所を勧奨されるのが嫌で、もうご飯が食べられなくなっているのに、胃ろうやチューブ栄養に踏み切れない。それで、結局、誤嚥して入退院を繰り返しているようなケースが、割と問い合わせがあるのだが。このあたり、県としてのサポート体制というか、例えば、福祉型の入所施設の看護師に、研修体制を敷いていくみたいなところを、今後考えてもらえないかと思う。

■B会長

医療的な支援が要るか要らないかどうかで、生活を送っている場所が変わっていくというのが、本当はおかしい話なので、このあたり、いま委員がおっしゃられたような、医療職、看護職への研修体制という部分ができるかどうか、また県の方で検討してもらいたい。

■ J オブザーバー

成果指標の中の精神障害者を地域全体で支える体制の構築で、年々長期在院患者数が減っているのは良い話だと思うが、先ほど、この減った人たちは一体どこに行っているのだろうというのがあって、特に65歳以上の方で減っているのは、亡くなっているということも十分考えられるので。つまり、こういう移行を考える時に、どのように移行していったのかということが明らかになっている方が、地域移行の実績としてあるのかないかということが分

かりやすいだろうと思った。

それと2番目の地域生活支援拠点等の整備に関しては、整備をされた数については、41 市町の中の31 というふうに出ているが、それは良いことだと思うし、偏在のことも、ご指摘のとおりであろうと思うが、その中で、一体どれぐらいの相談件数が上がっているのかということ、あるいは、その内容は何なのかということなどが、もう少し明らかになると、実際は、その相談にどんな人が行っているのだろう、あるいは、どんな内容なのだろうということは、少しはっきりさせておきたいと思った。

それと次に、一般就労への移行等の話だが、障害者雇用に対しての理解が進んで、その雇用が広がっていることは、喜ばしいことではあるが、もう一方で、そこから離職する人たちも結構いる。定着支援のことだってそうだし、あるいは少し年を置いて統計を取ったりもされているが、実際そこの枠の中から、どんな理由で、どれぐらいの数の人たちが離職していくのだろうかということは、少し調べてもらえればと思う。というのは、私が見ている方たちの中に、結構離職するのだが、それは、障害者雇用が進んで、良いところもあるのだが、明確な障害が見えない人たち、特に発達障害系の人達は、だんだん、企業側の、雇用側の、要求が高くなって、辞めていく人たちは結構いる。それも数年、2~3年とか、あるいは4~5年とか勤めているが、その人たちが一旦離職すると、次、なかなか見つからない。見つからないというより、ご本人の意欲としても、少しためらう。また同じことになるのではないかとなったりするので、そういったところで、実質そうやって離職していく人たちがどれぐらいいるのか。それで、理由がわかれば、それをどうすれば予防できるのかということが分かると良いと思って、訪ねた。

もう1つ、障害児支援の提供体制の中に、重心のこととか医療的ケア児のことがあるが、 もう一方、今やはり強度行動障害の子たちのことがあると思う。大人になっていろいろ報道 もされていると思うが、大人になってバタバタするのではなくて、小さい頃から少しケアを していく、あるいは、親御さんや支援者に対する指導をしていくということは、とても必要 だと思う。それはやはり地域でやらないといけないと思うが、そういったことへの取り組み というのがどれぐらいあって、提供されているのかということを少し思ったので、それにつ いて、また示してもらえればと思った。

■B会長

今ご指摘の部分の中で、例えば移行先とかそういった部分、E委員がおっしゃられたような、どこにという部分は、今後、特に次期計画の時には、そういった中身、内容まで含んだ数、そういう議論をできればと思うので、今年度あるいは来年度以降の市町へのデータの取り方、照会の中で、少し突っ込んで、中身がより分かるような形で、検討してもらいたい。それから定着は、定着支援の進捗率もさることながら、その移行支援事業所や継続支援事業所での送り出しにも問題があるということ、これは以前、K委員から聞いたかと思うが、しっかり準備して送り出さないと、それは定着できませんよねというところはあるかと思う。このあたり、数字には表れにくいが、引き続き注意していきたいと思う。

それでは、意見もあるかと思うが、この後、もう1つの議題を議論して、最後にもう一度、 議題の2番目3番目、合わせて意見を頂戴したいと思う。

(2) 兵庫県差別解消支援地域協議会

【事務局からの報告】

- ■事務局 [資料3] により説明
 - ① 障害者差別解消に向けた取組状況

【意見交換】

■E委員

先ほどの話の中で、調停の機能がないという説明があったが、調停の機能がないのは、やはり問題ではないかと思う。第三者に問題解決に入ってほしい。それで、資料 3-1 の7のところに、事業者等の事情を顧みない等とあるが、そもそも、私も含めて利用者、当事者にとって、相手方の事業所の内部事情というのは分からないし、そのような中で、当事者間で解決というのは、かなりハードルが高いと思う。そういう条件があれば、結局この障害者差別解消とかそういったことも、働かなくなってくるのではないかと思うが、どうか。

■B会長

このあたりいかがか。事業所対個人での個々のやりとりでは難しいのではないかということ。これを相談センターが担うかどうかは別にして、今後の部分として、こじれた場合などは、どう考えたらいいのかということだと思うが。4番に弁護士の相談受付があるが、これが、それを一定代替しているとか、そういうことはないか。

■事務局

会長のおっしゃったとおりで、資料 3-1 の2の表に、センターに調停機能を持たない場合の最終的な調整の手段として、右から2番目の当事者間調整から、最終的には紛争解決の手段として訴訟、そういう図になっている。訴訟まで至るケースは、我々のセンターの中では聞いてはいないが、おっしゃるとおり、その法律相談での相談及びその回答・助言によって、一定補完できているところではないかと感じている。

調停機能を現状持っていない理由として、この方法が施行された際に、県の中で検討を行い、この審議会でも審議いただいた内容だが、この法の立て付けの中で、対応を兵庫県としては当面していくというような整理になっており、その場合に、法の趣旨上も、2番の図にあるような、最終的な解決機能というのは、主務大臣による事業者への勧告などは定められてはいるが、他法の活用によって行うという形の立て付けになっているところを踏まえた、現状の対応となっている。

■B会長

禁止に関してまで踏み込んだ、例えば条例であるとかいうのは、以前からも消えたり出たりはしているので、本当に、事業所対個人の場合の、どうしても個人がなかなか取る術がないというところは、少しまた継続して考えないといけないと思う。何かいい方法があれば、あるいは、そういう弁護士等の紹介などの部分で、もっと分かりやすい方法があれば、等々、検討を続けていきたいと思う。

■A委員

資料の3-1の右側の3つの事案が挙げられていたと思うが、真ん中の事案で、本人が最終的に全国のバス会社の方に啓発を、という話だったので、内閣府の方につなげたということだが、運転手から直接侮辱されたという件については、特に何も本人はおっしゃらなかったのか。

■事務局

一旦、侮辱的な発言を受けたところも含めて、つなぐ窓口を紹介したというところではあるが、最終的に本人が納得されたか否かというようなところまで、すぐに回答できるだけの知見が今はないので、事例の記録の詳細を確認し、さらに追加で何かあれば報告させていただければと思う。

■A委員

改めて確認してもらえるとありがたいと思うが、この、バス会社にご自身が侮辱されたというケースと、それを全国のバス会社に周知徹底してほしいというのは、やはりちょっと別のものだと思うので、それが何か一緒にされたような扱いを受けているというのは、よく分からなかったので、確認したいということで質問した。

それに関連するが、一般的な相談がほとんどだということだが、差別的なことと思われるようなことについて、それが不当な差別なのかどうかとか、そういうカウントはしていないのか。ある訴えについて、それは最終的に不当な差別と判断したと、だからこういう対応をした。逆にこれは不当な差別と言わない、いかないけれども、まず建設的対話を促したとか、そういうふうに分けてのカウント、この事案について最終的にこれは不当な差別なのかどうかという、そういう判断、カウントはしていないという理解でよろしいか。

■事務局

その相談ごとに、不当な差別に当たるのかどうかという判断はしていないのが現在の取り扱い。その判断をする機能よりは、困りごとに対して対応ができそうな窓口の相談であったり、3-1 の資料にもあるように、センターから当事者に確認を取ることによって、もともと、お互いのやりとりの中で、どういう形でお互いの合理的配慮と呼ばれる落としどころを見つけていこうかという、建設的対話の趣旨自体をまだ周知ができてないところがあり、できない、してほしいだけではなくて、これならできるというような方向で話されたらどうかという案内を、センターも我々障害福祉課でもするが、それだけでも大分ケースが動くことがあるので、それが不当な差別だという判断をするというよりは、実際に困りごとであったり思われたことというのを当事者間両方が共有できるような形で、助言なりをしているというのが、現在のセンターの対応。

■A委員

最終的に、当事者同士で建設的対話を通して合理的配慮の提供が行われたら、それが一番いいと思うし、今回このセンターの役割としては、そういうことを促進して行くということ

が一番重要な役割ということは、よく理解できるが、全体的な傾向としてデータとして残していかないとという時に、この1年間でどれぐらい、何が何件あったかという、そういうデータがいらないのかなと思った。今回たまたま3件だったので、実際にこの事例を並べるだけでよかったのかもしないが、これが100件などになってきたら、どうするか。今回のように事例を全部出すのか。全部出して分析しろと言われても、難しいのではないかと思う。ある程度カウントした上で、集約していく必要があるのではないかなと思ったので、今後こういうところも意見があった頭に入れておいてもらえればと思う。

■B会長

なかなか、合理的配慮の不提供に当たるかどうかというのは、非常に、双方聞かないといけないところがあるが、例えば、直接的な差別かどうかについては、明確に差別であるとまでは判断する機関なり役割ではないにしても、思われる、というような数値を内部資料として持っておき、それを例えばこの審議会の場で、内部資料や取扱注意という形で出してもらったりすると、今後、直接的な差別は確かに減ってきているとか、あるいは増えてきているとかいった議論にも資する可能性はあるので、なかなか判断が難しいところかと思うが、検討してもらえればと思う。

確かに、この5の②などは、相当だ。運転手個人というよりも、事業者としてどう考えているのかというようなところは、大事にしないといけない事例ではないかと思う。

確かに県が乗り出すことで、以降の対応が進んだ、一定の抑止力がこのセンターとして機能しているというのは、非常に評価していいところとは思うのだが。

■L委員

質問だが、資料 3-1 の項目 4 のところで、先ほど※印にもあった、精神障害の方が、精神科病院に入院中に、多分退院請求や処遇改善の相談・連絡があったということだが、結構前の年に比べて増えているが、相談があった時には、正規の申し込みというか、申請の電話番号とか連絡先は何か案内するのか。

■事務局

この法律相談が、可能な限り弁護士の方、福祉職の方の3者で対応しており、適切な対応 窓口というのを相談できるように、法律のみでなく福祉職のみでなくというような体制を組 んでいる窓口なので、一定、ケースに応じた案内ができていると考えている。

また、先ほど会長もおっしゃった相談内容のデータの精査、記録としての積み上げは、今後行っていき、適切な相談対応ができているというところを確認していきたいと思う。

■H委員

そもそも、退院請求、処遇改善で、入院中の患者さんの連絡ということであれば、精神審査会の方に告げて、それで検討されるべきことではないかと思うが、いかがか。

■M委員

人権相談では、先ほどの退院請求の窓口を案内し、弁護士会の高齢者障害者電話相談でも 同様の取り扱いをしていると思うので、正規のルートで進めてくださいという対応をさせて いただいているかと思う。

■B会長

なかなか時間はかかるが、こういった取り組みは非常に大事だと思う。私から1点だけ、確か昨年度、合理的配慮という部分を、N委員の発言だったかと思うが、「理に適った工夫の積み重ね」と、非常にいい言葉で、広めていこうということがあったかと思う。これは、昨年度の部分と思うが、今後、兵庫県としても、合理的配慮というのは、一方的な印象ではなく、お互いに理にかなった工夫を積み重ねていこうよと、こういう表現を折に触れて使ってもらえればと思っている。現に丹波市と丹波篠山市は、その言葉を積極的に使用するというふうに聞いている。

では、一通り事務局からの説明は終わったが、改めて、前半の部分、先ほどの差別解消に 関して、少し言い忘れたことがある等々があれば、よろしくお願いする。

■G委員

資料にはないが、入所とか施設で、光都市計画という、強度行動障害対応に対して、計画 があって、たつの市に、新しい入所施設が建とうとしている。これは社会福祉審議員を通さ ず、兵庫県知事が視察に行っている。この委員で解決を、県の人もちゃんとそこはやってほ しかったとは思うが、強度行動障害の人、太子町だったか、かなりパンパンだから、新しく たつの市で良い土地が見つかったから、新しい入所施設を作ろうという計画が、この会議を 通過せずに、議論せぬまま、新しく建とうとしている。強度行動障害が今クローズアップさ れている。入所施設だからこそ、居心地がいい場所ではなくて、やはりそこは、先ほども言 ったが、地域移行が委員に入っている方々の目標であるならば、やはり、強度行動障害、知 的障害の中の一番重い分野の中の1つ。どうしても、グループホームとかも拒否されてとい うのが、今現状、全国でも拒否されていて、新しく入っても、それが負の連鎖でしかない。 やはり介護福祉士のヘルパーがいないから、そこで虐待事件なども報じられ、知的障害者と か精神障害者の中で、虐待事件など起こされており。やはり知的障害者の観点としてしまう と、親が介護でしんどくなって、知的障害者本人を殺してしまっている事例もある。そうし てほしくない。知的障害者当事者として。光都市計画、強度行動障害は知的障害者にとって の一番重たい、そして高齢化になるとさらに重くなるという形になって、行き場のないとこ ろに新しくというのではなくて、地域で最後まで看取れるようにというのが、やはりそれが。 知的障害者は理解もされないし、理解されたと周りでは言われているが、まだまだだと。差 別や偏見の目というのは、知的障害者の当事者としての観点からいうと、その目は、かなり まだなく、差別解消法も、我々知的障害者は、分かっていないし、発達障害と見間違えられ るのも、知的障害者の悲しい性というか。受けてきた、知的障害者、いろんな障害の方々も、 差別偏見などお遭いになったが、知的障害者本人たちも、理解とか、難しいと思うが、やは り、体系とか、これで知的障害者なのだというふうな感じで、全体的に理解などされない障 害など、もうちょっと理解されて、ちゃんと配慮されるように、してほしいなと。これは、かなり重たいというか。まだまだ差別は、我々は知的障害、周りの方が偏見の目で見られるというのか、ちゃんとした地域生活とか、我々は、やはり偏見の目というのは、知的障害者はある。それを重く、いろんな障害の、精神の方もそうだし、身体もそうだし、移住とは、僕らは知的障害者、やはりそこにいたらそこにいて、僕らの居場所というのが知的障害者の。熱くなってしまうので以上で。

■B会長

理解というのは、本当に一番のベースになるので、私の意見だが、やはり地元に密着した、 市町、自治会も含めて、それを底上げしていく。時間がかかっても、それを底上げしていく、 あるいは、時折、議題になるが、小さな頃から、別の場所で学ぶというか、そういう体制が 本当にいいのかというところは、時間をかけて整備をしていく必要があると思う。

ただ、一番前半の施設整備に関しては、おそらく市として障害福祉計画の中で、必要性がありなしとか、それをもとに、兵庫県としては、県全体での入所定員総数を超えているかいないか、超えている場合は、県としてアウトにできるが、そうでない場合は、だからストップをかけるのかという、行政内部ではいけると思うが、県のこの審議会でイエス・ノーの役割を担えるかと言ったら、それは難しいと思う。情報としては、非常にありがたいが、審議会の議題に上げていくというのは、難しいので、その旨だけ了解いただきたい。事務局として何か補足はあるか。

■事務局

今ご指摘いただいた、たつの市の県有地に、光都強度行動障害対応モデル地区というところで、施設を誘致していくという計画を打ち出させていただいた。これについては、令和5年の3月末に、厚生労働省から、強度行動障害のある方に対しての施設支援のあり方という内容の報告書が出された中で、入所施設単独で支援するよりも、関連する相談支援事業所、特別支援学校等、精神科病院等、関連施設の連携の中で、入所者の対応をしていくことが望ましいという報告書を受け、発表したモデル地区の構想。今、会長からも指摘があったとおり、初めから施設を新規建設してもらうといった計画ではない。今すでにあるような施設の移転等も含めて、またグループホームの新設等も含めて、提案をいただいた中で、決定していくと、そういったプロセスを踏んでいきたいと考えている。今日の議論の中でも、強度行動障害のある方への対応、知的障害、障害のある方への差別等、いろいろなご指摘をいただいている。そういったことは重々わかった中で、県としても理解した上で、今後進めていく必要があるという認識を持っているので、モデル地区の方を立ち上げた。市町からは、県で事業者を勝手に決めるのではなくて、市町の方で決めさせてほしいという要望もいただいている。そういった状況だ。

ただ、関係する団体の皆様方からは、やはり地域移行、本来あるべき姿というのは地域移行ではないか。そういった厳しい指摘もいただいているという状況なので、関係団体の皆様方との相談というのを今後させていただいた中で、県としても、慎重に、手続きを踏んで進めていきたいと考えているので、ご理解の方いただければと思う。

■B会長

施設、何でもかんでもが、ということではなく、以前、K委員にお聞きしたが、施設は守られるべき場所ではなく、力を蓄える場所、その機能として、非常に専門性が高い。そして地域にまた帰っていくんだと、そういう機能が発揮できるというのであれば、期待をしておきたいところは一定あるというふうに思う。

それでは、時間になったので、議事は終了する。

(3) 会議後意見票

■O委員

資料2の2ページ目で、令和5年度の就労定着支援事業の利用割合が目標値の約半分程度になっている。昨年度はもうコロナの影響はなかったかと思うが、原因がわかれば教えてほしい。また原因を分析したうえで、次年度以降の計画が必要だと思うので、検討してほしい。 資料2の2ページ目で、他の自治体では、地域生活支援拠点を整備することが目標になり、設置後にあまり機能していないという事例がみられる。それぞれの拠点が具体的にどのように機能しているかについても評価が必要だと考える。

■G委員

当事者の声を、いろいろな会議など入れてほしいし、相談を知らない人もいる。一人で抱えてしまう。本人の声を重視して、何が一番大切なのか。入所施設は復活の場所になるか。やはり虐待は、しんどいから、かなり酷い。いろいろな障害の人の声を県の人はどう思うのか。やはり最後を迎えるのは地域か。法律はできたが、認知されていない。理解してもらわないのもあるか。健常者ならどうか。

以上